

第 1 章 事業の概要

1.1 事業名

令和 6 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（事業者データベース整備及び補完調査等）

1.2 事業目的

食品産業環境対策における調査点検業務は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に係る食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分と認められる事業者及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく再商品化義務の不履行の疑いが高く、かつ、再商品化義務量の多い事業者に対して優先的に実施することとしている。

調査点検業務の効率的かつ効果的な実施を図るためには、その基礎となる食品関連事業者のデータベース（以下「事業者データベース」という。）の整備・充実が重要である。

本事業では、地方農政局等が令和 7 年度以降に調査点検業務を円滑に実施することができるようにするため、最新の食品関連事業者の企業データの入手、リサイクル状況等を確認できていない食品関連事業者に対する郵送によるアンケート調査（以下「補完調査」という。）の実施等により、事業者データベースの整備・充実を図り、また、これらの過程において得られた食品関連事業者の詳細情報の整理及び取りまとめを行うこととする。

1.3 事業内容

本事業においては、次の（１）及び（２）に掲げる内容を実施した。

（１）事業者データベースの整備

ア 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室が令和 5 年度に整備した事業者データベース（205, 201 事業者、エクセル（最大 69MB×10 ファイル））において、食品関連事業者に関する市販の最新の企業データ（株式会社帝国データバンク）を入手し、企業の新設情報 274 件、廃業情報 459 件の状況を事業者データベースに反映させた。なお、必要となる基本情報は、以下のとおり。

①事業者名、②事業者名（読み仮名）、③設立年月、④郵便番号、⑤所在地、⑥代表者氏名、⑦代表者役職、⑧電話番号、⑨従業員数（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 21 条に該当する者を除く。）、⑩資本金額（百万円）、⑪当期決算年月、⑫売上高（百万円）、⑬主業種名、⑭従業種名、⑮その他

イ 別途、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室担当職員（以下「担当職員」という。）からエクセルファイルで提供する再商品化義務履行状況の情報を事業者データベースに反映させた。（25,927 事業者）

（2）リサイクル状況等未確認事業者に対する補完調査の実施及び調査結果の事業者データベースへの反映

ア （1）の反映を行った事業者データベースから、次の（a）又は（b）に当たる事業者を抽出し、それぞれ補完調査対象事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）を作成した。なお、事業者の抽出の際は、担当職員と協議して決定した。

（a）食品リサイクル法関係については、食品リサイクル状況等が確認できていない事業者（令和 5 年度に食品リサイクル法第 9 条第 1 項に基づく定期の報告を行った者を除く。4,000 事業者）

（b）容器包装リサイクル法関係については、再商品化義務の履行状況が確認できていない事業者のうち、

製造業：従業員数 21 人以上及び年間売上高 2 億 4,001 万円以上

商業・サービス業：従業員数 6 人以上及び年間売上高 7,001 万円以上の事業者（4,000 事業者）

イ 担当職員と内容を協議の上、アにおいて作成した事業者名簿に記載された事業者（以下「補完調査対象者」という。）に対する依頼状及び調査票（A4 版 食リ 6 枚、容リ 4 枚）を作成し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課の名においてリサイクル状況等を確認するための郵送調査等を実施した。なお、調査項目は以下のとおり。

【食品リサイクル法関係】

①業種、②食品廃棄物等の発生量、③食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の取組の有無、④その他担当職員と協議の上決定する食品リサイクル法関連情報

【容器包装リサイクル法関係】

①業種、②平成 29 年度から令和 5 年度までに使用した容器包装の種類、③平成 29 年度から令和 5 年度までの年度別売上高、④平成 29 年度から令和 5 年度までの年度別従業員数、⑤その他担当職員と協議の上決定する容器包装リサイクル法関連情報

- ウ 調査票を発送した補完調査対象者の名称及び所在地、調査票の回収状況を管理する整理票を作成した。当該整理票は、担当職員からの求めに対し、いつでも報告できるように整理した。
- エ 調査票の回収後、回答内容に記載不備があった場合には、電話等による確認を行い、【食品リサイクル法関係】調査票に記入した。
- オ 返送期日後、可能な範囲で、調査票が未回収の補完調査対象者の担当者又は責任者に対して、電話等により回答の督促を行い、調査票の回収率 30% 以上となるように努めた。督促の際、電話により回答が得られる補完調査対象者については、回答の内容を聴き取り、その内容を調査票に記入した。
- カ エ及びオの業務に従事する者は、事前に食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法、本補完調査の内容等に関する理解を深めるための研修を行った。
- キ 本補完調査で得られた情報を（１）の事業者データベースに反映した。
- ク 容器包装リサイクル法に関する補完調査実施後の次年度以降調査対象事業者数の事業者リストを別途エクセルファイルにて整理した。

1.4 事業の実施スケジュール

令和 6 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業の実施したスケジュールを図 1-1 に示す

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度 ＜食品産業リサイクル状況等調査＞		調査票作成 発送準備		11/25 ★発送	調査票回収 架電調査(催促)			3/19 ★納品 報告
(0) 準備作業								
食品リサイクル 案内文/アンケート文の作成と印刷	9/13-10/21							
容器包装リサイクル 案内文/アンケート文の作成と印刷	9/13-10/21							
封筒(会社名/農水省)の作成と印刷	10/23-11/1							
ラベル印刷と封入封緘	11/11-11/22							
(1) データ整備								
農水省様より令和5年度版データ入手(データ整備)	10/4							
業者よりデータ入手&反映(データ整備)	10/18							
再商品化義務履行データ入手&反映(データ整備)	10/4							
定期報告データ入手&反映(データ整備)	10/4							
(2) 調査対象&補完調査の実施								
食品リサイクル法対象業者選定 ※4,000社	10/21-11/8							
容器包装リサイクル法対象業者選定 ※4,000社	10/21-11/8							
調査整理表作成(食品リサイクル/容器包装リサイクル)	11/18-11/22							
調査票送付(食品リサイクル:4,000社/容器包装リサイクル:4,000社)	11/25							
調査票回収、および不備電話確認(入電対応)	11/27-2/28							
未回収への電話催促および電話調査	11/27-2/28							
調査従事者への研修	11/18-11/22							
調査結果のDB入力作業	11/27-2/28							
(3) 報告書作成								
報告書、納品物作成	3/3-3/14							
令和5年度版データ：205,201件 ※令和6年11月時点 帝国データバンクデータ(新設/廃業)：733件 再商品化義務履行データ：25,927件 定期報告データ：受領データに含む		1. 食品リサイクル 4,000通 2. 容器包装リサイ4,000通						

図 1-1 実施スケジュール